

令和5年2月市議会 建設水道委員会資料

第58号議案 市道路線の認定について

目次

1 路線名一覧表	3 ページ
2 市道路線認定位置図	4 ページ
3 位置図、起終点写真	5～9 ページ
4 道路法等(抜粋)	10～11 ページ

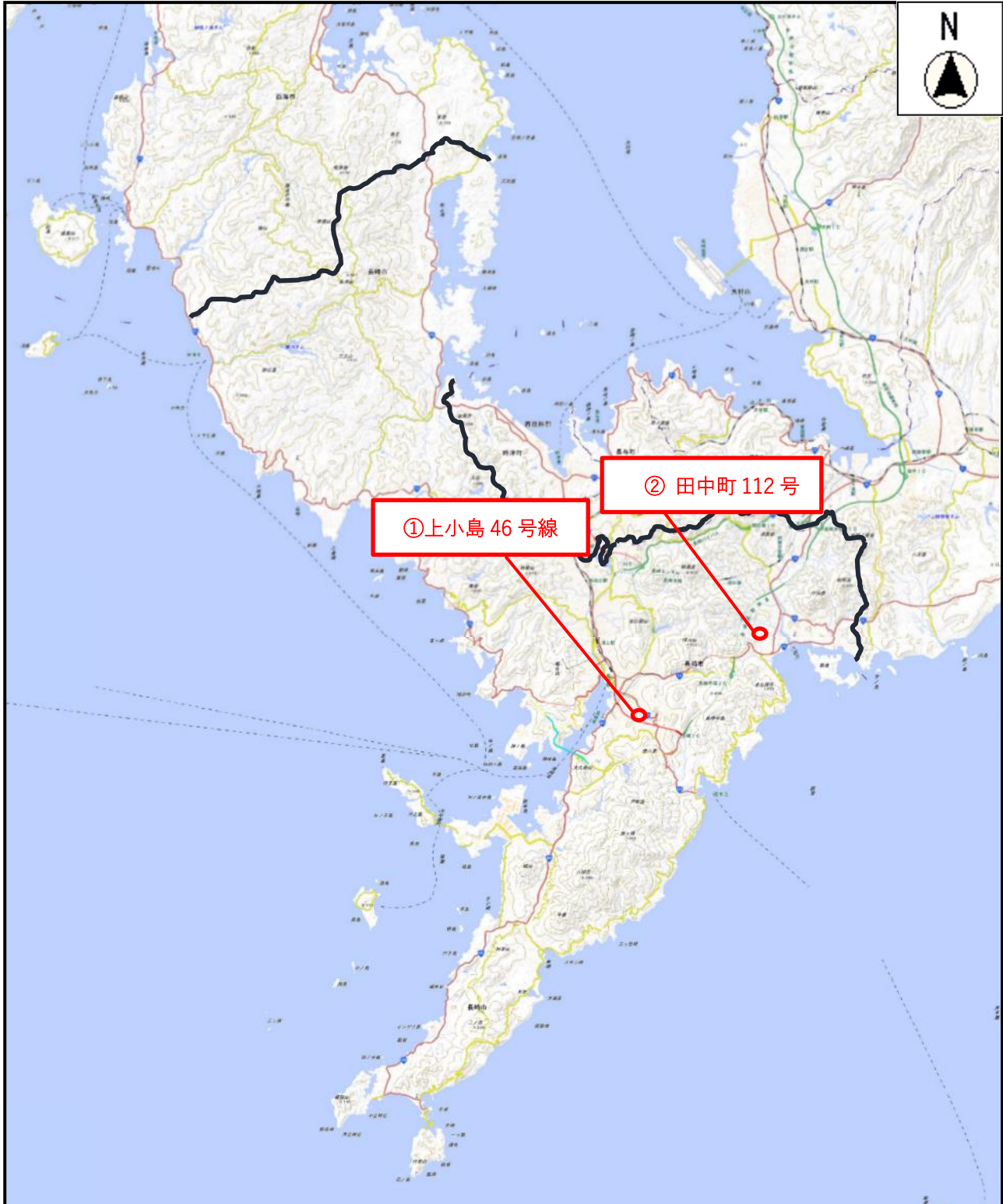
土木部

令和5年2月

1 路線名一覧表

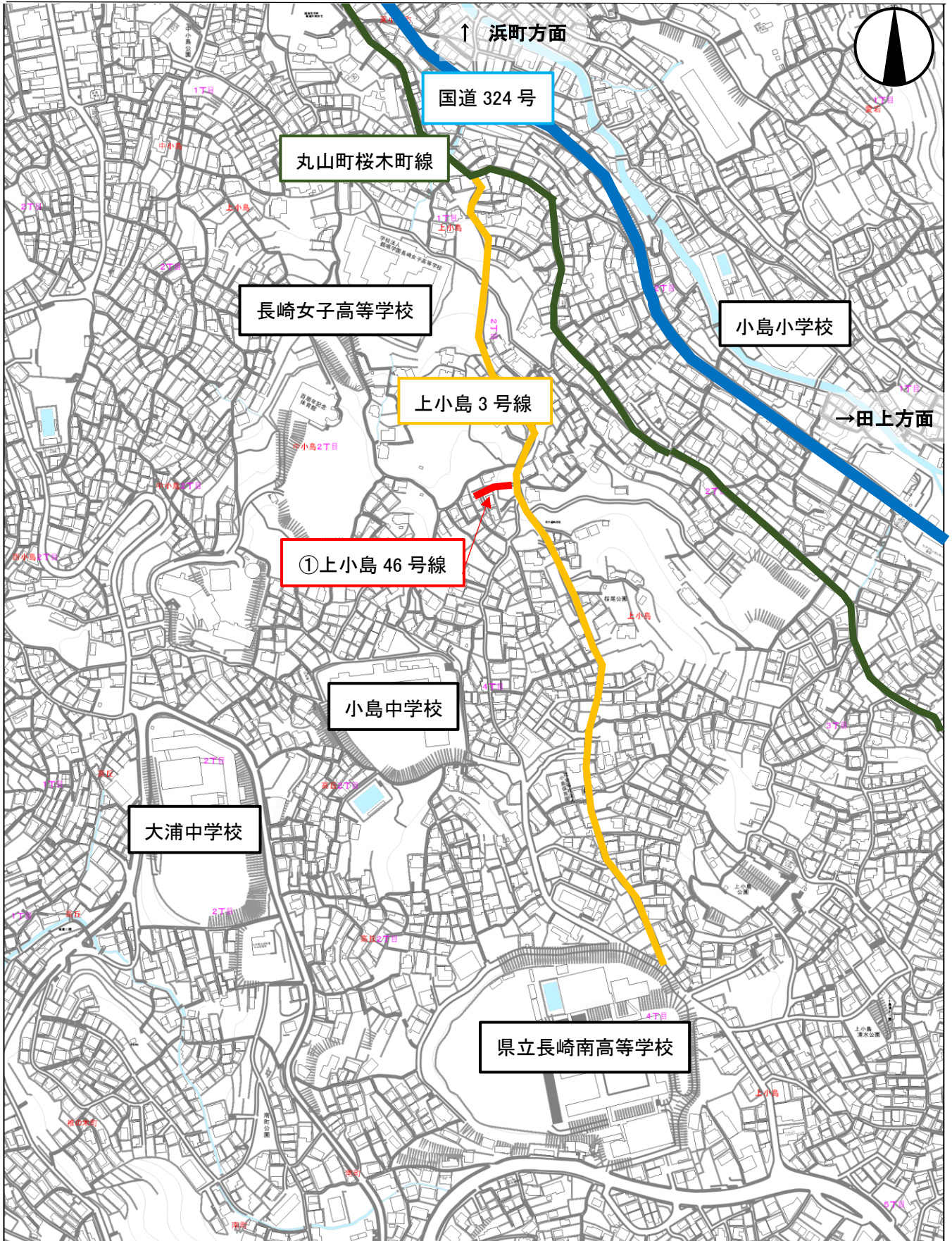
図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	上小島 46 号線	41.0m	4.0~8.4m	寄附	認定
②	田中町 112 号線	560.0m	11.0~33.9m	帰属	認定
認定路線 計 2 路線		601.0m			

2 市道路線認定位置図

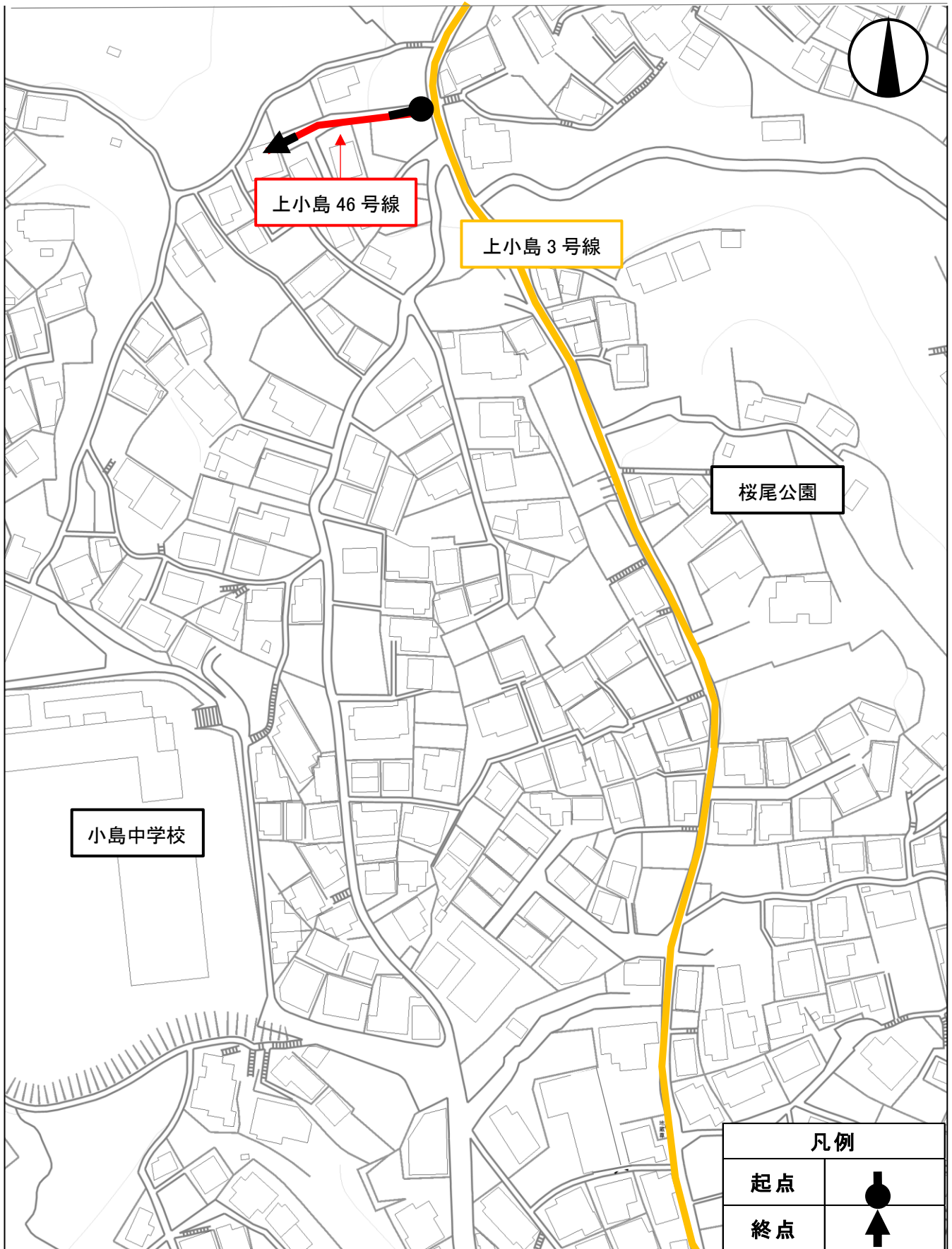


3 位置図、起終点写真

① 上小島 46 号線 (広域図)



① 上小島 46 号線 (詳細図)



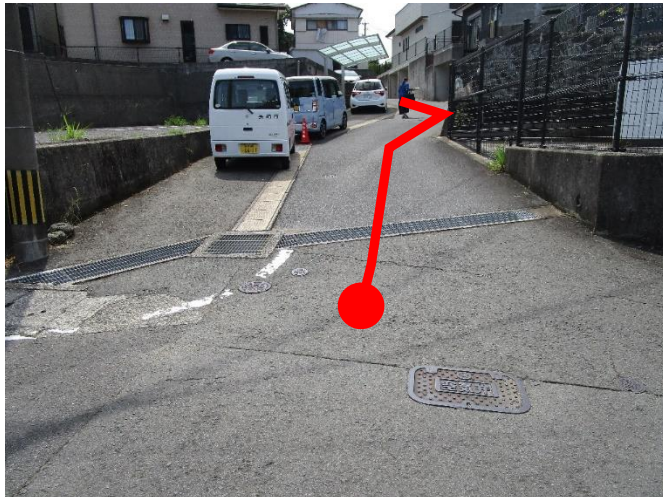
① 上小島 46 号線 (写真) 道路延長 41.0m、幅員 4.0m~8.4m



終点

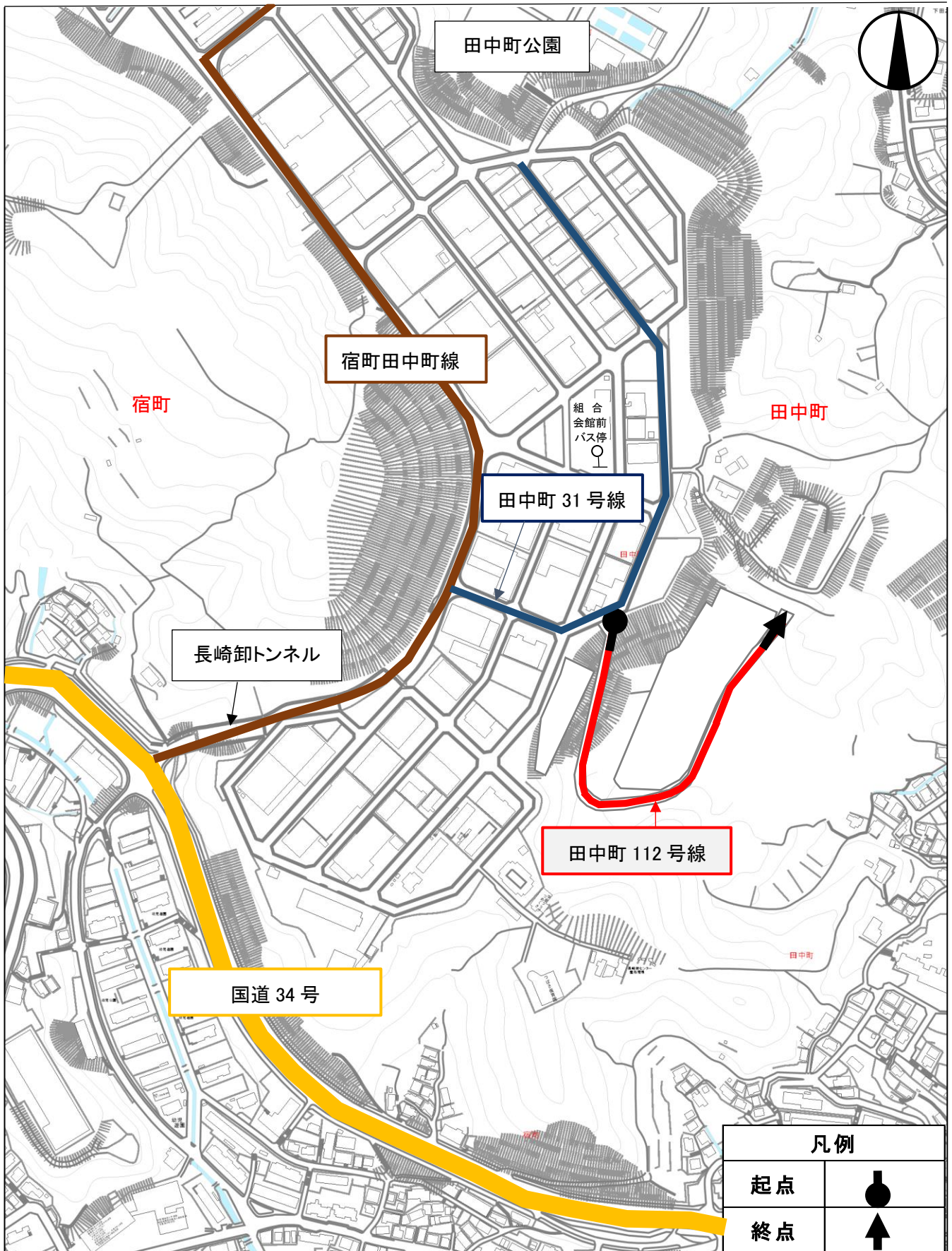


中間点



起点

② 田中町 112 号線



② 田中町 112 号線 (写真) 道路延長 560.0m、幅員 11.0m~33.9m



終点



中間点②



中間点①



起点

4 道路法等（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 二 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

○道路法施行規則

（路線の認定等の公示）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

- 二 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

○都市計画法

（開発行為等により設置された公共施設の管理）

第三十九条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

- 2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

- 3 市街化区域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第三十二条第二項の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者（第三十六条第三項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。）は、国又は地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。